

埼玉県市町村職員年金者連盟会費に関する規則

昭和58年5月18日 施行	平成4年4月1日 一部改正	平成8年6月12日 一部改正
昭和61年5月22日 一部改正	平成5年6月10日 タ	平成20年7月15日 タ
平成3年2月19日 タ	平成6年7月1日 タ	平成26年4月1日 タ
	平成8年4月1日 タ	平成27年4月1日 タ

(目的)

第1条 埼玉県市町村職員年金者連盟規約第16条第2項の規定に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、毎年4月1日現在の支給年金額（老齢基礎年金の支給年金額を含む。以下同じ。）の1000分の2（障害年金を受けている会員にあっては、1000分の1）の額とする。この場合、会費に10円未満の端数を生じたときは、切捨てるものとする。

なお、年金の支給開始年齢に達していないため、年金の給付を受けてない者（以下「年金待機者」という。）については、定額1,500円とする。

- 2 年金待機者から年金受給者に切り替る年度の会費は、年金待機者の会費とする。
- 3 全額年金停止（在職停止及び併給調整等）により、全国市町村職員共済組合連合会から年金の給付を受けてない会員については、定額1,500円とする。
- 4 年金の給付を受けている者が、年度の中途中において会員となった者の当該年度分の会費については、会員となった日以降における最初の支給期から控除を受けて納入する。

(負担金の免除)

第3条 削除

(会費の払い戻しの制限)

第4条 脱退若しくは年金受給権の消滅により会員の資格を失った場合、又は年金種別の変更により、会費の額に異動があった場合においても、当該年度の会費の払い戻し又は減額は行わないものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会員は、毎年4月1日の年金支給額から会費相当額の控除を受けて納入する。ただし、年金待機者及び支給年金額から控除できない会員については、振込等により納入するものとする。

(会長への委任)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

附 則

この規則は、昭和58年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年5月22日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、通算退職年金及び通算遺族年金については、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年2月19日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年6月12日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年7月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。